

■米国・中国の新入港料・特別港湾費の概要

		USTR	中国交通運輸部
対象船舶		①中国企業保有・運航船②中国造船所建造船③非米国建造の自動車船	米国籍船。米国建造船。米国企業・団体、米国人が保有・運航する船舶。米国企業・団体、米国人が 25%以上議決権を有する企業。
課徴額	25年10月14日～	① 1 純トン当たり 50 ^{ドル} ② 1 純トン当たり 18 ^{ドル} ないし 1 コンテナ当たり 120 ^{ドル} の高い方③ 1 純トン当たり 46 ^{ドル}	1 純トン当たり 400 円
	26年4月17日～	① 1 純トン当たり 80 ^{ドル} ② 1 純トン当たり 23 ^{ドル} ないし 1 コンテナ当たり 153 ^{ドル} の高い方③変更無し	1 純トン当たり 640 円
	27年4月17日～	① 1 純トン当たり 110 ^{ドル} ② 1 純トン当たり 28 ^{ドル} ないし 1 コンテナ当たり 195 ^{ドル} の高い方③変更無し	1 純トン当たり 880 円
	28年4月17日～	① 1 純トン当たり 140 ^{ドル} ② 1 純トン当たり 33 ^{ドル} ないし 1 コンテナ当たり 250 ^{ドル} の高い方③変更無し	1 純トン当たり 1120 円
課徴方法		同一航海で複数の米国港湾に寄港する場合、最初の寄港地でのみ、入港料を納付する。同一船舶に対する課徴は年間最大 5 回。支払いは入港 3 日前まで推奨。	同一航海で複数の中国港湾に寄港する場合、最初の寄港地でのみ、特別港湾費を納付する。同一船舶に対する課徴は年間最大 5 回。
例外規定など		米国へのバラスト寄港、LNG（液化天然ガス）船、8 万重量トン型以下のばら積み船、4000TEU 以下のコンテナ船、レイカー船などは現時点で対象外。	中国建造船、中国修繕ヤードに入渠するバラスト船などは対象外。